

# 12月定例村議会

12月定例村議会が、12月10日から12月16日までの7日間の会期で開かれました。ここでは、その主なものを紹介します。

## 条例の改正

■村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定

\*マイナンバーに関連する条例制定をするものです。

■村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

\*村消防団機能別団員の増員を行うためのものです。

■村村営住宅管理運営条例の一部を改正する条例

\*村営住宅の新築に伴うものです。

## 同意

■村固定資産評価審査委員会委員の選任

\*平成28年1月3日で任期満了を迎える佐藤隆平さん(朴坂)と渡邊清さん(上関)

に引き続き委員をお願いするものです。また、新たに本間正昭さん(安角)を選任するものです。

## 補正予算

■平成27年度一般会計補正予算(第6号)

\*歳入歳出それぞれ7910万円を追加し、総額50億3650万円とするものです。

■平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

\*歳入歳出それぞれ250万円を追加し、総額7億7970万円とするものです。

■平成27年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

\*歳入歳出それぞれ80万円を追加し、総額4億5880万円とするものです。

## 冬の水道料金は見込みで計算します

冬期間は、積雪のため水道メーターの検針ができなくなります。このため、雪のある期間の水道料金は、今までの使用量を参考にして見込み(推定)で計算します。

実際の使用量との差は、雪どけ後の検針で精算させていただきます。

### 水道管の凍結を防ぎましょう

水道管を凍らせると漏水の原因になります。屋外の立ち上がり管などで、特に北側や風当たりの強い所は凍りやすいので次のようなことに注意してください。

- ▼凍りやすい部分には、布切れや毛布、または専用の保湿剤(発砲スチロール)などを巻き、濡れないようにビニールなどで包む
- ▼冷え込みが激しく水道が凍りそうなときは、寝る前に蛇口を少し開け、細めに水を出しておく
- ▼ポイラーなど、水抜き・不凍水栓のあるものは忘れずに操作する



### 凍ってしまったら・・・

蛇口を開け、凍った部分にタオルなどの布を巻き、蛇口の方からお湯をまんべんなくかけてください。熱湯を直接かけたりすると破裂することもありますのでご注意ください。

### 漏水でも料金はかかります、点検はこまめに

漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、水道料金の負担も大きくなります。

漏水を早く発見するためにも、ときどき次のような点検をしましょう。

- ▼蛇口を全部しめて、水道メーター器の赤いかざぐるまがまわっていないか調べる。まわる場合は早めに修理を。

【水道に関する問い合わせ先】 建設環境課水道環境班 ☎64-1479

# 所得税確定申告の事前申告を受付けます

2月16日(火)～3月15日(火)の確定申告にさきがけ、事前申告を受付けます。

とき	ところ	受付時間
2月12日(金)～ 2月15日(月)	役場 3階大会議室	午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～16時

## 【対象者】

村内に在住している、給与所得と雑所得（公的年金等やシルバー人材センター配分金などの所得）のみの方で、年末調整が済んでいない方や医療費等の控除で還付申告をしたい方。

※この事前申告では、収入が遺族年金や障害年金のみの方、無職・学生・扶養されているなどで収入がない方、給与や年金所得のみでも所得税が課税されていない方についての「住民税申告(書)」も受付けます。

## 【持参する物】

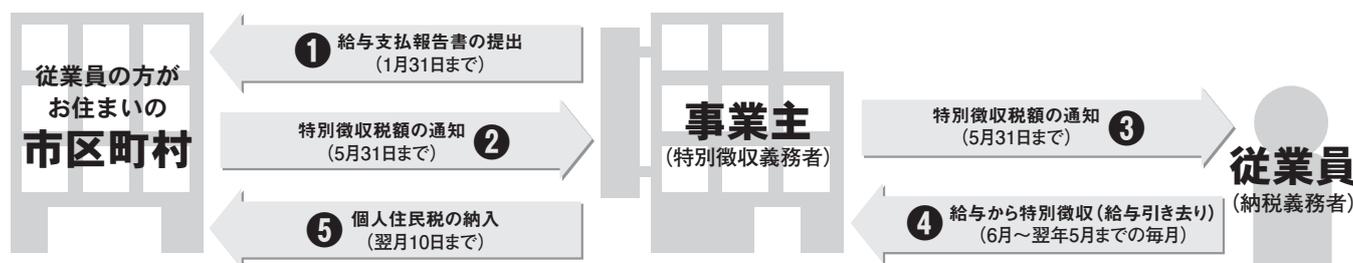
- ①源泉徴収票（給与・年金）
- ②各種控除に必要な証明書
- ③医療費控除を申告する方は医療費の領収書（混雑緩和のため、必ず前もって合計してきてください）
- ④認印や本人名義の口座番号の分かる通帳など
- ⑤その他、申告に必要なもの

# 個人住民税の特別徴収について

## 個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

## 特別徴収制度のしくみ



※従業員には、短期雇用者・アルバイト・パート・役員等すべて含みます。

【事前申告・住民税の特別徴収に関する問い合わせ先】 税務会計課税務班 ☎64-1451

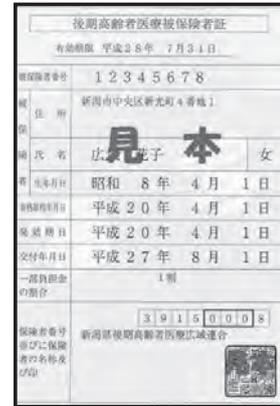
# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.8 後期高齢者医療制度のよくある質問Q & A

後期高齢者医療制度について、皆様から多く寄せられるお問い合わせにお答えいたします。

## 1. 75歳になると私の保険はどうなるの？

回答：75歳の誕生日から、自動的に後期高齢者医療制度に加入となります。加入の手続きは必要ありません。  
なお、後期高齢者医療制度の保険証が使えるのは、75歳の誕生日からです。保険証は、誕生日の1週間前までにお手元に届くように郵送します。



## 2. 保険証を紛失したのですが、どのように再交付を受ければよいのですか？

回答：保険証を紛失・破損した場合には、住民福祉課の窓口で再交付を受けることができます。

◎申請に必要なもの：ハンコ、窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）、マイナンバーがわかるもの

## 3. コルセットなどの治療用装具の購入費は、保険の対象になりますか？

回答：治療上必要のあるコルセットなどを購入した場合は、いったん全額を本人が支払います。  
あとから、住民福祉課の窓口で申請すると、自己負担割合1割（現役並み所得者は3割）を超えた金額が、療養費として払い戻されます。

◎申請に必要なもの：医師の証明書、領収書、本人名義の預金通帳、ハンコ、保険証、マイナンバーがわかるもの

## 4. 先月の医療費が高額になったのですが、払い戻しは受けられるのですか？

回答：1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合は、その超えた分が『高額療養費』として支給されます。

高額療養費が支給される方には、診療月の約3か月後に、新潟県後期高齢者医療広域連合から支給申請案内（初回のみ）を送付します。

申請書に必要事項を記入し、住民福祉課の窓口へ提出してください。

新潟県内において、高齢者を狙った医療費等の還付金詐欺事件が多発しています。

「ATMに行け」、「マイナンバーや個人情報流出している」等といわれたら、それは詐欺電話です！

そのような電話があったら相手にせず、住民福祉課や最寄りの警察署に相談しましょう。